

# 令和4年度登米地域 農作業安全対策研修会 資料

令和4年12月20日

一般社団法人 日本農業機械化協会

けた  
気多 正

# 一般社団法人 日本農業機械化協会のご案内



農作業安全  
キャラクター  
葉月このは

○**会員**:井関農機、クボタ、ヤンマーアグリ、三菱マ  
ヒンドラほか**主要農機メーカー**  
**全農機商連**ほか**農機流通関係**  
**全農、全中**ほか**農業者団体** など

○**設立**:昭和32年

○**主要業務**

**設立当時は日本農業への機械導入、そのための優良  
農機の普及**

**その後、機械費低減・安全問題など  
現時点では安全問題が業務の主体**

# 一般社団法人 日本農業機械化協会のご案内



農作業安全  
キャラクター  
葉月このは

## ○最近の主要な業務

◆農林水産省の助成・委託などによる農作業安全への取り組み



高齢者使用農機の安全点検

◆ロボット農機の安全使用基準策定



◆中古農業機械の査定士制度の運用



◆各種資料の頒布



安全ポスター



各種テキスト

◆イベント開催



農業機械化フォーラム



安全資料  
の作成

# 農業のイメージ

---

一般に「農業」と聞いて思い浮かべるイメージは・・・

労働・収入面は厳しいかも知れないけど  
牧歌的、生命を育む、自然に親しむ、地方の良さ・・・  
など

まず「危険！」と思う人はあまりいない、ところが

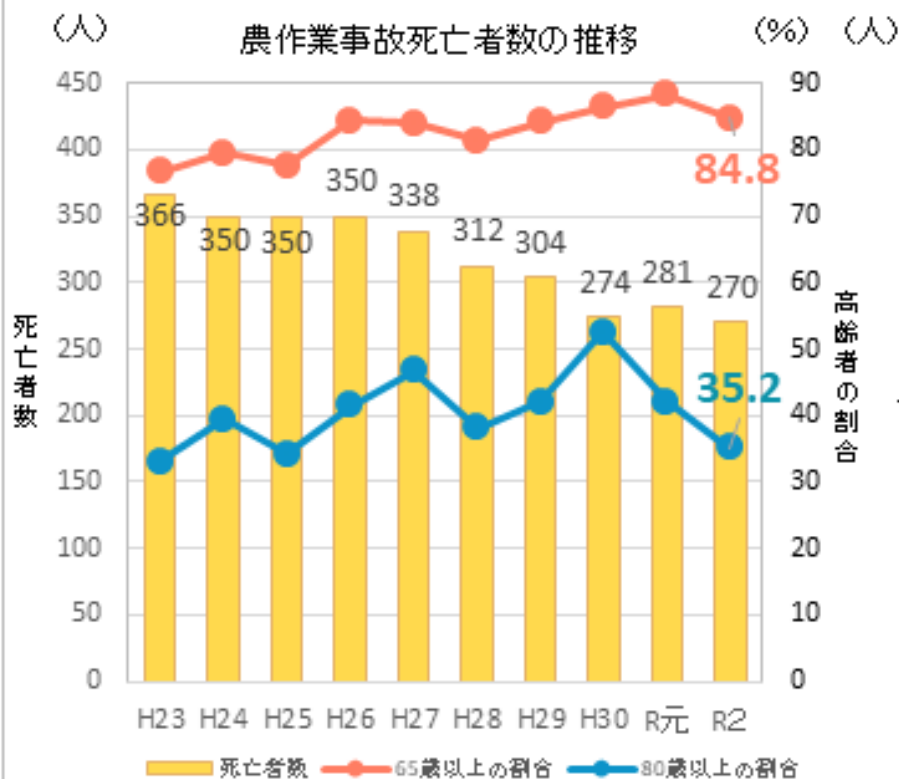
**実際には農業は死亡率の高い、大変危険な産業なのです**

# 農作業事故は、あなたの身近に迫っている！

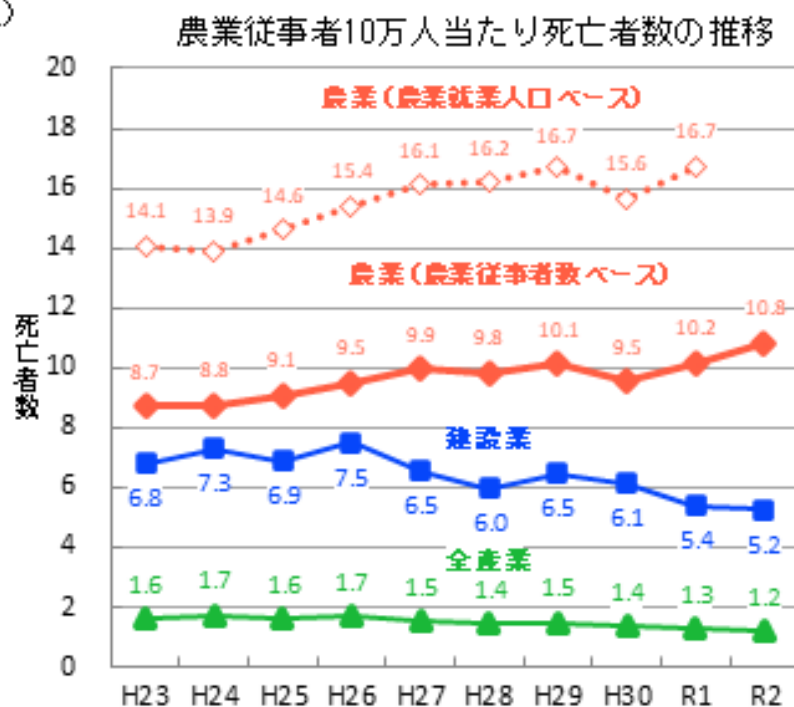
## ○ 農業は意外に危険な産業です

農業従事者10万人当たりの死亡者数は、建設業の約2倍程度となっており、全国で年間約300名近くの方が亡くなっています。

(注) 農業の就業人口10万人当たり死亡者数の算出に使用していた農業就業人口の調査が令和元年で終了したため、令和2年から新たに農業従事者数を使用し算出。



農作業死亡事故調査 (農水省)



死亡者数 農業: 農作業死亡事故調査 (農水省)

他産業: 死亡災害報告 (厚労省)

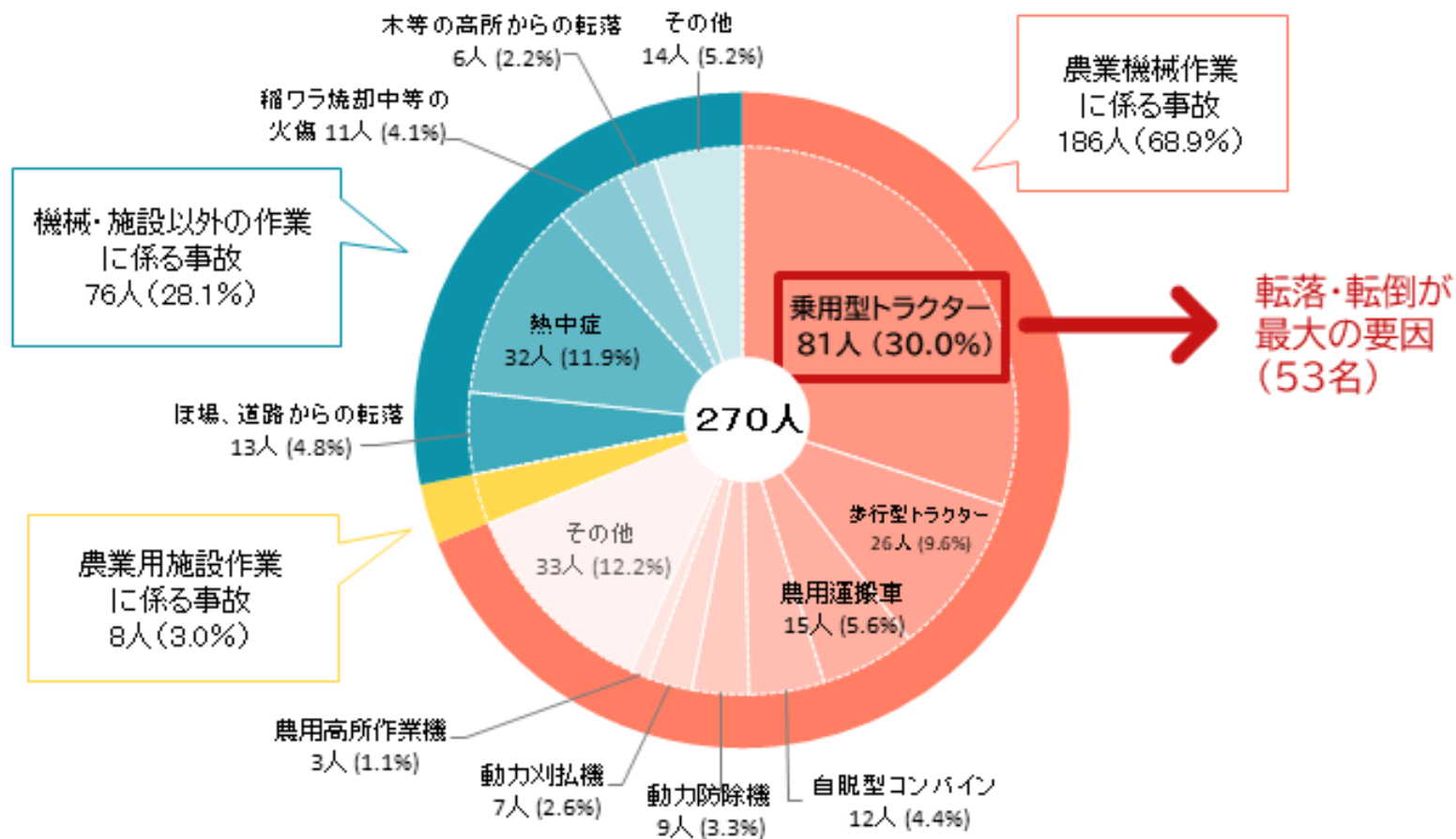
就業人口 農業: 農林業センサス、農業機械動態調査 (農水省)

他産業: 労働力調査 (総務省)

# 農作業事故は、あなたの身近に迫っている！

## ○ 乗用型トラクターの転落・転倒で多くの方が亡くなっています

要因別の死亡事故発生状況（令和2年）



資料：農作業死亡事故調査（農水省）

# 農作業事故は、あなたの身近に迫っている：宮城県の事故

- 宮城県の農作業死亡事故は、年による変動はあるものの数件～10件程度発生している

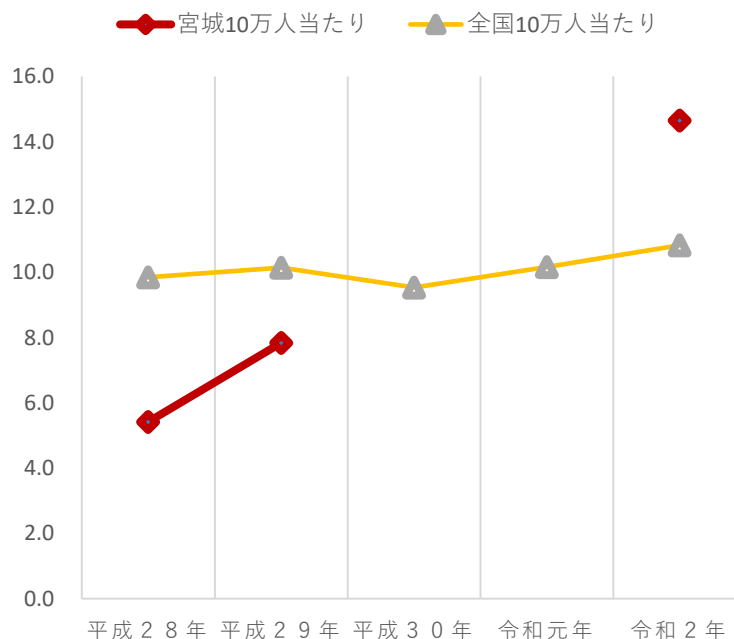
宮城県の農作業死亡事故発生件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
宮城	5	7	- ※	- ※	11
全国	312	304	274	281	270

※平成30・令和元は3以下（4以上しか公表されない）

- 特に令和2年（最新数字）では全国平均の1.5倍程度の発生率

宮城県の農作業死亡事故発生率



資料等：前ページ同

# 農作業事故は、自分のことではないとの気持ち

- 農作業死亡事故の発生、年間300件前後
- 農業者単位あたり死亡事故者数、建設業の2倍、全産業の10倍
- **傷害事故は推定この数百倍**（JA共済連の支払率では傷害事故は死亡事故の約270倍）



誰の身に起きても不思議ではない状況



しかし・・・

人は不吉なことには向き合いたくないもの



「今まで大丈夫だったし、これからも大丈夫、のはず」

➡ これを**正常性バイアス**という



# 農作業事故にあう確率 推定試算

仮にJA共済連の支払い割合比率で傷害事故が発生しているとすると・・・

1人1年当たり農作業死亡事故発生率 = 0.0108% (農林水産省統計)  
推計傷害事故発生率 = 2.87% (共済連比率を乗算)

20歳から80歳まで60年間農業に従事したとすると  
1人一生当たり農作業死亡事故発生率 = 0.648%  
推計傷害事故発生率 = 172.2%



**一生に2回**は保険金をもらうクラスのケガをしている

なお、同じくJA共済連の支払い比率では、**後遺傷害事故は死亡事故の約2倍発生** → 重大な大ケガも多い

# 農作業事故が減らない理由

## ○農業関係者の安全意識の実態

こんな場面を見聞きしたことはありませんか？

- 機械に乗る時や高所作業時にヘルメットをかぶらない
- 田植機の前部にしがみついて田から出る
- トラクタに小さな子供を乗せて作業する
- 火のついたタバコをくわえながら給油する
- 上記の状態を見ても、周囲が注意しない



などなど・・決して悪気がある訳ではないけれど、危険に気付いていない：**農業関係者の安全意識は、全業界で最低レベル**  
(法人はここまでではないと思いますが)

加えて、農業には「労働安全衛生法」のような安全を守るための基本的な法律がない：**法制定を待っているわけにはいかない、出来ることをやっていく必要**

# 令和3年度、全国で約3700人の「農作業安全に関する指導者」を養成

前記のような状況を受け、農林水産省主導により  
昨年度、全国で約3700人の指導者を養成する  
事業を当協会が実施、全都道府県が参画

〔育成された指導者の所属内訳〕

都道府県、市町村	1,345
農業者団体(JA)	1,177
農業機械メーカー、販売店	572
農業機械士	136
労働安全衛生コンサルタント	121
指導農業士・農業経営士等	78
その他(GAP指導員等)	256

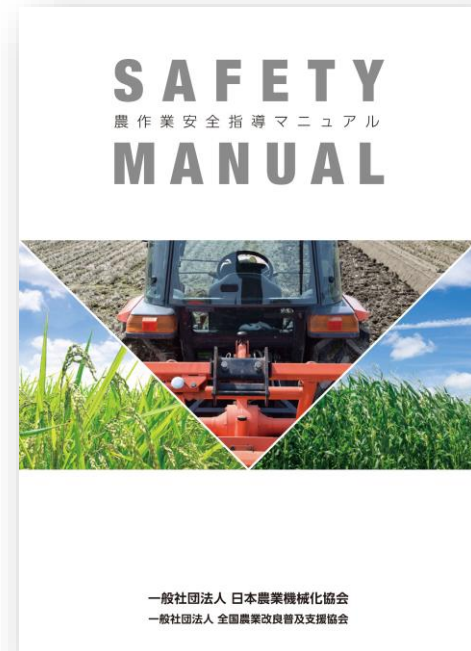
最も効果的な安全活動は、農業機械を用いる農  
業者に直接、人が安全について語りかけること  
あるとの発想 その「語りかける人」を養成



活動のイメージ



養成研修風景

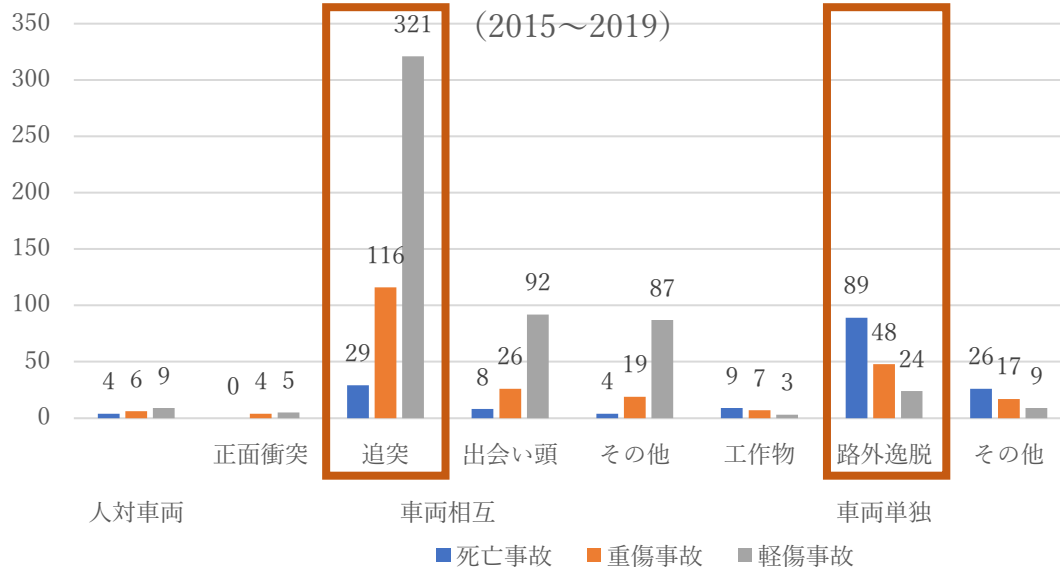


研修用テキスト

# 死亡数1位のトラクター：シートベルトで死亡率1/8！

- 最近、警察データから道路上の農業機械事故を取り出し集計
- そのなかにシートベルト着用・非着用のデータあり
- それで分かったことは、シートベルト着用により死亡率は1/8に

農耕作業用特殊車の事故類型別交通事故件数



資料：(公財)交通事故総合分析センターのデータを日本農業機械化協会が集計したもの  
警察組織が掌握している道路上の事故データのなかから「農耕作業用特殊車」が関与しているものを抽出して集計している

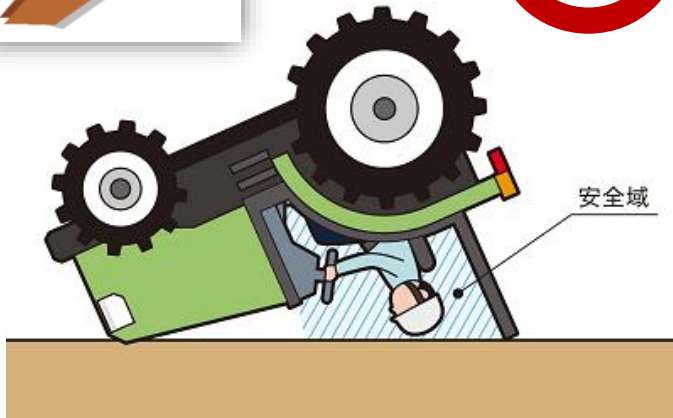
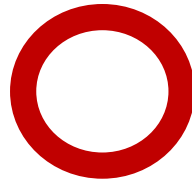
農耕作業用特殊車乗員のシートベルト着用の有無ごとの死傷の状況 (平成27~令和元年)

	死亡者	重傷者	軽傷者	合計
シートベルト着用	3 (3.2%)	10 (10.8%)	80 (86.0%)	93 (100%)
非着用	148 (24.5%)	175 (29.0%)	281 (46.5%)	604 (100%)
不明	5 (10.2%)	24 (49.0%)	20 (40.8%)	49
合計	156	209	381	746

12.5%

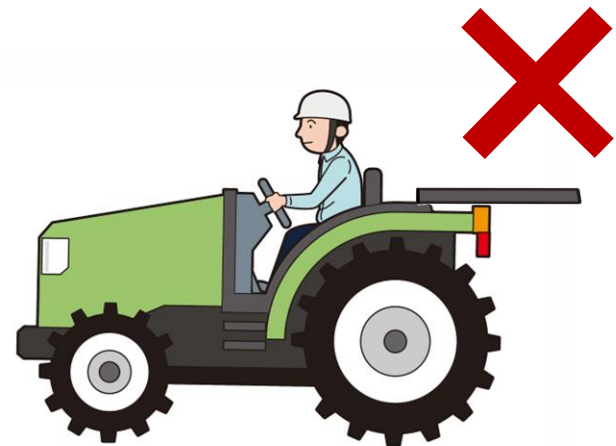
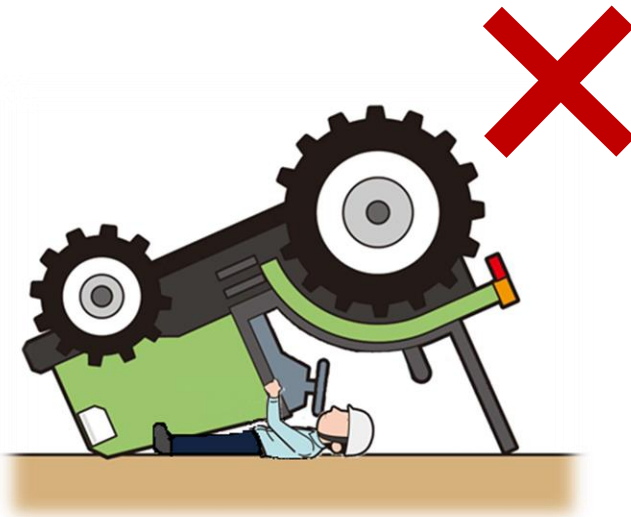
(公財) 交通事故総合分析センターの集計結果より作成

# シートベルトをしていれば安全域から飛び出さない



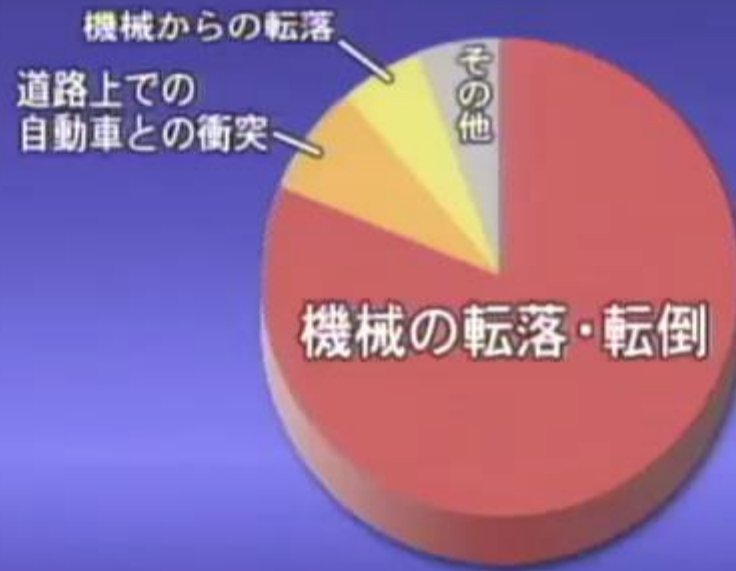
- シートベルトをしていれば、転倒しても助かる可能性がアップ
- ヘルメット装着でさらに安全

- 可倒式フレームを倒したまま運行・作業は絶対しないこと
- ちなみに、フレームのないトラクターは買い換えを



# シートベルトをしていれば安全域から飛び出さない

## 乗用型トラクター死亡事故原因



平成10年(農林水産省調査)

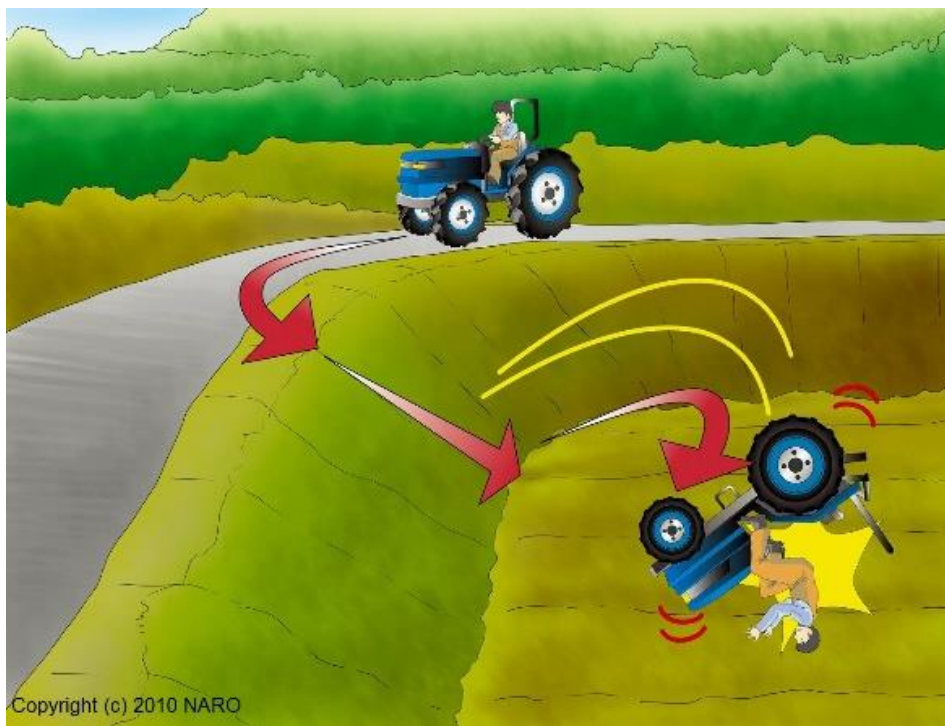
# シートベルトをしていれば安全域から飛び出さない



ただし、フレームのないトラクターは買い換えを

# 乗用型トラクターでは、このような事故が発生しています(1) ー以下の事故例は全て実例ですー

## 乗用型トラクターの転落事故



緩い下り坂で直角のカーブを左折時にブレーキを踏んだところ、左右独立のブレーキペダルを連結していなかったため、片ブレーキになって急旋回し水田に転落した。

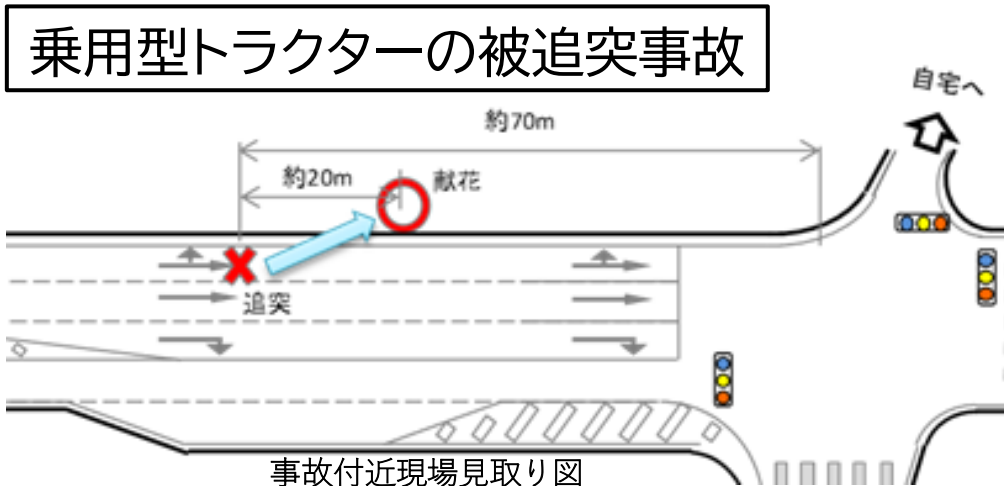
シートベルトを装着していなかったため法面で投げ出されて重傷を負ったが、安全フレームがあったためトラクターの下敷きにはならずにすんだ。

- ・ほ場から出るときは必ずブレーキ連結
- ・シートベルトの装着



# 乗用型トラクターでは、このような事故が発生しています (2)

## 死亡例



日没の約30分後、ブロードキャストを装着したトラクター (26PS、2柱式安全フレーム仕様) で帰宅していた。

国道の左側車線を走行中、乗用車に追突され、道路外に押し出されて側溝に転落。

被災者はトラクターから投げ出され、全身を強く打ち死亡。

投げ出されていることから、シートベルトを装着していなかったとみられる。



推定追突位置付近からの風景  
(赤い四角部分がタイヤ痕等の位置)



- ・特に路上では**必ずシートベルト**の装着
- ・自動車との速度差を考慮し**三角反射板、テールライト**の装着

# 乗用型トラクターでは、このような事故が発生しています (3)

**【事故の概要】** 夕方にトラクタで走行中、右側の畑の支柱が目に入って脇見運転となり、左側斜面に脱輪したため、ローダで後方へ引き上げてもらう途中でトラクタが傾き、斜面下へ転落 ⇒キャブ付きにもかかわらず**頭部打撲及び裂傷**



環境 機械  
車体に対して路幅が狭い



作業 機械  
シートベルト・ヘルメット未着用

道幅3.2m  
(事故当時は2.4m)

作業  
夕方になって急に作業が入った

- ×急な作業でゆとりがなかった？
- ×特に危険な作業にもかかわらず、シートベルト・ヘルメット未着用
- 事故後、自ら道路の拡幅をした⇒事故になりにくい現場づくり

# 歩行型トラクターでは、このような事故が発生しています

## 死亡例

【事故の概要】歩行用トラクターで耕うん作業をはじめようと、後退しながらほ場端で畝への位置合わせを行っていたところ、後退しすぎて隣の果樹園の樹木と機体に胸部を挟まれ、翌日に家族が発見 ⇒ **胸部圧迫等で死亡**



- ・安全装置を備えた機械を導入する
- ・作業環境と機械の組合せを見直す
- ・作業予定を家族・仲間で共有、危険な作業は定期的に安否確認する

# 農用運搬車では、このような事故が発生しています

## 死亡例

【事故の概要】ほ場で農用運搬機（歩行用乗用兼用）を立てて操作したところ急発進してしまい、機体を止めようとしたが、道路を越えて別のほ場まで走ったところで転倒、ひかれ⇒**頸部圧迫で死亡**

機械

歩行使用＝ひかれ  
や挟まれる危険



- ・歩行使用時の**安全性が**高い**機械**を使用する
- ・無理に機械を止めようとしない
- ・日没前**に**作業切り上げる

作業

無理に止めようとして被災

頼まれた白菜は、  
うねの上に置かれたまま。

環境

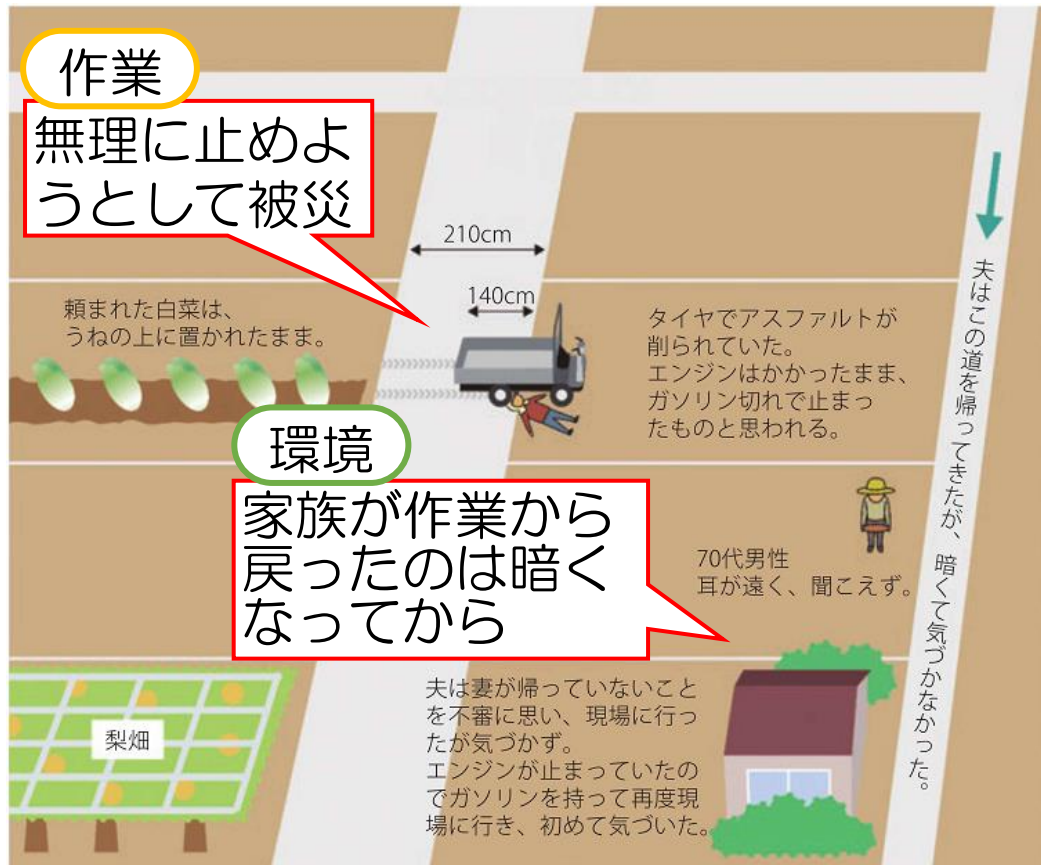
家族が作業から  
戻ったのは暗く  
なってから

梨畑

夫は妻が帰っていないことを不審に思い、現場に行ったが気づかず。エンジンが止まっていたのでガソリンを持って再度現場に行き、初めて気づいた。

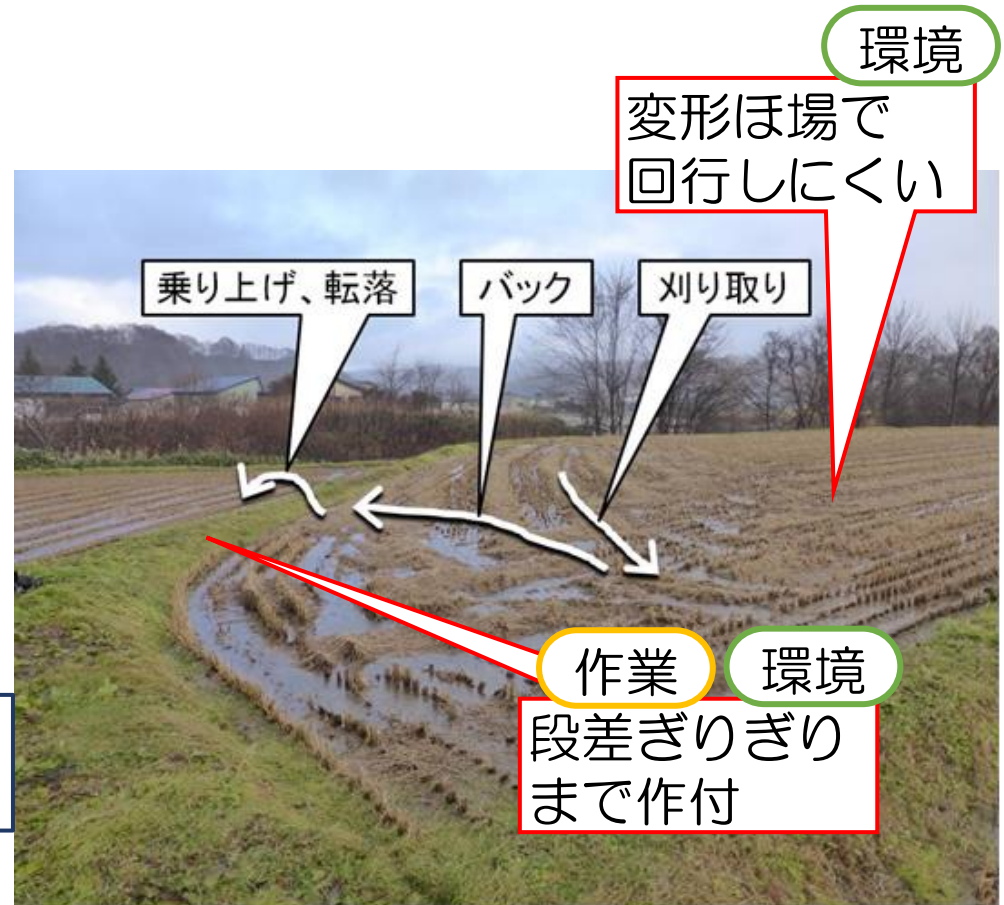
70代男性  
耳が遠く、聞こえず。

夫はこの道を帰ってきたが、暗くて気づかなかった。



# コンバインでは、このような事故が発生しています

**【事故の概要】** 台形ほ場の隅での回行時に後進したところ、クローラ後部を畦に乗り上げ、その拍子に**変速レバー**を手前に引いてしまい、1.9m下の水田に転落  
⇒ **肋骨骨折及び内臓圧迫**



後退時にあわてて操作ミスをしたのが原因ともいえるが、そうならないために

- ・バックカメラ等で**視界確保**
- ・危険な段差に**目印**
- ・段差近くには作付しない手も
- ・**作業しやすい環境整備**も大切

# 刈払機では、このような事故が発生しています(1)

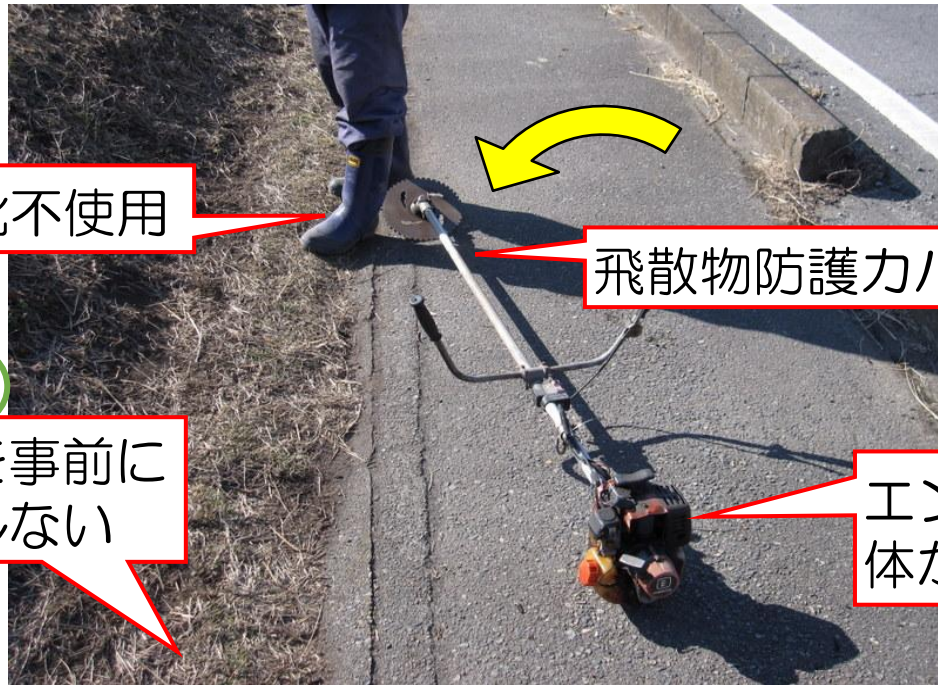
【事故の概要】背負式刈払機で水田畦畔を草刈作業中、ほ場進入口付近を刈っていたところ、脇にあった盛り土に刈刃があたり、キックバックを起こして左足に接触 ⇒ **小指関節粉碎骨折・切創**



- ・現場に適した機械(背負・肩掛、刃の種類等)と保護具を使用する
- ・障害物を事前確認し、撤去できないものには目印をする
- ・正しい作業方法の習得と徹底(刈刃左前方1/3で刈払等)をする

## 刈払機では、このような事故が発生しています(2)

【事故の概要】道路に面した畦畔の草刈り作業中、空き缶などを拾うため、作業を中断し、エンジンを切らずに道路の縁石に刈払機を置いたところ、エンジンの振動で刈払機が縁石から落ち、回転する刈刃が左脚に足に接触 ⇒ **左足首付近の切創、通院2週間、松葉杖10日間**



作業  
安全靴不使用

機械

飛散物防護カバー取り外し

環境

ゴミを事前に  
処理しない

作業

エンジンを止めずに  
体から離す

- ・正しい作業方法の習得と徹底（機械を体から離すときはエンジンストップ）をする
- ・機械を正常に（飛散物防護カバー）、保護具（安全靴）を使用する
- ・障害物を事前確認し、ゴミを撤去しておく

# トラックでは、このような事故が発生しています

**【事故の概要】** 雨の中、トラック荷台にコンテナを積み込むため荷台上で作業していたところ、濡れた荷台で足が滑り、砂利敷の地面に転落  
⇒ **肋骨骨折、外傷性肺気胸**

環境

雨の中で作業  
(屋外)

機械

鉄板で滑りやすい

荷台表面

約1.1m

機械

重傷化に十分な高さ

作業

痛みを我慢して作業  
翌日受診⇒骨折判明

- ・ 荷台程度の高さからの転落でも重大事故になることを認識する
- ・ 悪天候時はスケジュールの組み直し、場所の変更等の検討を
- ・ 負傷時は安易に自己判断せず直ちに受診する(重症化回避)

1メートルは一命取る (労働安全関係者の間で言われている)



# その他農作業事故の実例 検索方法


## 1. 農作業安全リスクカルテ(本日公布)

5ページ～105ページ: 事故事例をカード状に記載

☑ カーブでの減速、一旦停止をしている。  
☑ 移動道路やほ場の危険性を確認している。

**【事故事例】**  
鋭角カーブ、危険性認知(死亡)  
水田の荒耕しの帰り、走行中農道から約12m下のほ場へ転落。発見は約2時間後、心肺停止状態。その後死亡確認。(平成25年3月12日頃、男性・74歳)  
(一社)日本農研機構(国研)について  
©2013農研機構(国研).jp0243

**<なぜ>**一般道は、鋭角カーブを極力なく、また危険と思われる場所には注意警告や一時停止の標識が設置されていますが、農道や私道では、そのような配慮はされていません。



☑ デッドマン式クラッチなど、安全装置が装備され、使い方を熟知している。

**【事故事例】**  
安全装置、使い方、ダッシング(兼備)  
安全装置は付いてはいたが、管理機がダッシングし、止めようとして滑って足がロータリー部に入り、刃が下腿部を貫通。(平成18年7月16日頃、畑、男性・63歳)  
(一社)日本農研機構(国研)について  
©2013農研機構(国研).jp0243


**<なぜ>**最近の歩行トラクターには、様々な安全装置が装備されており、そのような機械を使用します。併せて、事前に安全装置の使用方法を習得します。



☑ 駆動部の点検時や植え付け爪が異物を噛んで止まった時は、必ずエンジン、クラッチを切る。

**【事故事例】**  
詰まり、エンジン停止(指断裂)  
田植え中に1束が欠株となっているのに気づき、急いでいたためエンジンを止めずに植え付け爪に噛んだ小石を取った瞬間動いたし、右手中指断裂。(平成22年6月15日頃、水田、男性・56歳)  
(一社)日本農研機構(国研)について  
©2013農研機構(国研).jp0243

**<なぜ>**エンジンがかかったままでは、異物が取り除かれた途端に、急に動き出す可能性があります。



## 126ページ～136ページ: 典型的な事故事例記述

## 2. HP検索

「農作業安全情報センター」

→検索

農研機構の右ページを開き「農作業事故について知りたい」をクリック。多数事例あり。

ここをクリック



https://www.naro.affrc.go.jp/org/brain/enzenweb/index.html

ANZEN 農作業安全情報センター  
Agricultural Institute for Zero-accident Engineering  
安全で快適な農作業を目指して

農研機構 NARO 農研機構 研究本部

お問い合わせ

ホーム 機械別 作業別 作物別

農作業死亡事故は1年間に約300件も起こっています  
死亡事故の6〜7割は農業機械作業中に起きており、乗用トラクターでの死亡事故が最も多く、次いで歩行トラクター・農用運搬車で多く起こっています

Column 農作業における腰痛  
腰痛は人の健康な生活を脅かす代表的な症状のひとつで、実際に多くの方が苦しんでいます。生産者も例外ではなく、農作業における大きな問題のひとつとして、国内外を問わず認識されています。仕事中に腰痛が引き起こされる原因については、重い物を持った場合などに、腰椎に圧縮する力が...

続きはこちら

Library  
● 踏込・負傷事故の動向  
● トラクター等からの事故情報  
● 過去10年で見える事故事例  
● 事故事例集

Library  
● 農機安全eラーニング  
● 農機現場改善チェックリスト  
● 農機安全がわかる図鑑  
● 陶器型農作業安全研修ツール etc.

click 農作業事故について知りたい

click 安全な農作業方法を知りたい

ライブラリー  
● 農機安全eラーニング  
● 農作業安全コラム  
● 農作業事故について知りたい  
● 安全な農作業方法を知りたい  
● 安全な農機機械を知りたい  
● 研究紹介・関連サイトなど

このサイトについて

# 農業における労働安全衛生に関する規範・指針

## 1) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範

- 令和2年度に農林水産省が新たに策定
- 全産業対象の「共通規範」と農業・林業・木材産業・漁業・食品産業の5業種毎の「個別規範」が存在
- 例えば農業の個別規範では「安全に配慮した服装や保護具等を着用する」「暑熱環境下では水分や塩分を摂取する」等基本的な事項を整理
- これらを実施しているかのチェックシートを用意
- さらに詳細な「解説書」を整理

図2-2-1「個別規範：農業」

### 事業者向けチェックシートの抜粋

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）  
事業者向け チェックシート

事業者名	
品目 (○を付ける。複数選択可)	米 / 畑作 / 露地野菜 / 施設園芸 / 果樹 / 酪農 / 肉用牛 / 豚 / 鶏 / その他 ( )
記入者 氏名	
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

※GAPに取り組まれている方へ：2-(3)-①以外は、GAPの取組としても行われるべき事項です。本チェックシートを通して、これらの取組が実施できているか、改めてご確認ください。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる。	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等の資格を取得する。	
1-(1)-⑤	家族の話し合い、職場での朝礼や定期的な集会等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
	関係法令や職場内の安全ルールを遵守する。 (法令による義務の例) ・トラクターで公道を走行するときは、作業機を含めた車幅等の条	

※「農作業安全リスクカルテ」(本日配布)137ページ  
または「農林水産業 作業安全のための規範」→検索

# 農業における労働安全衛生に関する規範・指針(続き)

## 2) 農作業安全のための指針

- 平成14年に農林水産省が策定、平成30年に改訂
- 農作業安全を進めるにあたり最も基本的・全般的な事項を列挙しており、最初に安全を考えるとときに参照
- 「都道府県・地域段階で留意すべき事項」と「農業者等が留意すべき事項」があり後者が主体
- 「乗用型機械」「携帯式機械」など毎に作成
- 「個別農業機械別留意事項」というさらに詳細な参考資料も作成

※「農作業安全リスクカルテ」(本日配布)144ページ  
または「農作業安全のための規範」→検索

図2-2-2安全指針本文は共通の事項主体



図2-2-3参考資料で個別機械別も整理

刈払機作業の前には異物除去



# 農用車両に関する法令について (1)

## 1) 主要な法令（道路運送車両法と道路交通法）

- 道路運送車両法で「農耕作業用特殊自動車」を規定。同法に基づく大臣告示で「前照灯が必要」など具体的基準を規定。
- 市町村発行のナンバープレートをつけている農機でも同法の基準を満たさず公道走行不可のものがあることに注意。
- 道路交通法も当然ながら農機にも適用。大型特殊免許には「農耕車限定」という農業者に配慮した仕組みあり。
- その他、道路に関する「道路法」「土地改良法」、保険に関する「自動車損害賠償保障法」などもあり。



# 農用車両に関する法令について (2)

## 2) 大型特殊自動車と小型特殊自動車 (車両法と道交法)

- 道路運送車両法、道路交通法どちらも「大型特殊自動車」「小型特殊自動車」の用語が用いられているが、両法で定義が異なるので注意。
- 道路交通法上、普通免許で運転できる「小型特殊」は、長さ・幅・高さの制限があり最高速度が15km/h以下。
- 一方、道路運送車両法上は最高速度が35km/h未満であれば、どんなに大きくても「小型特殊」。 ※ただし道路走行できる全車両共通の大きさ制限はあり。
- トラクター本体が小型特殊免許で運転できても、装着作業機が幅1.7mを超えていれば大型特殊免許が必要。

表 2-4-1 農業機械の法令による区分 (平成 9 年 1 月以降)

道 路 交 通 法	長さ/幅/高さ	4.7/1.7/2.0m以下※1	制限なし
	最高速度	15km/h以下	制限なし
	エンジン排気量 (運転免許)	小型特殊自動車免許※3 (普通免許で可)	大型特殊自動車免許※3
道 路 運 送 車 両 法	(車両の種類)	小型特殊自動車	大型特殊自動車
	長さ/幅/高さ	制限なし	
	最高速度	35km/h未満	35km/h以上
	エンジン排気量	制限なし	
	車検	不要	必要
	自賠責保険	不要	必要
	地方税	軽自動車税	固定資産税

※1 高さはキャビン・フレーム部分のみは2.8m以下

※2 道交法の排気量制限は平成16年7月に廃止された

※3 「小特免許」「大特免許」と略して呼ばれることが多い

200馬力、最高速度34km/hのトラクター

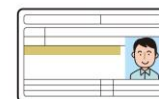


車両法上は小型特殊



← 小型ナンバープレート

道交法上は大型特殊



← 大型特殊免許

※4 この2本の縦線の間が、道交法上「大型特殊」だが車両法上「小型特殊」となる部分

# 農用車両に関する法令について (3)

## 3) トラクターに作業機を装着・けん引しての道路走行

### (1) 作業機を直接装着の場合

【灯火類】 トラクターの灯火から作業機が40cm以上はみ出す場合、反射器と制限標識を設置。灯火が作業機に隠れる場合は灯火を新設。

【安定性】 左右の最大安定傾斜角度が30度または35度以下の場合、15 km/h以下の走行とし、その旨表示。

【全 幅】 作業機の幅が2.5mを超える場合、①行政に道路の通行許可を受ける ②作業機の両外側に赤白ゼブラの板を設置 ③全幅の数字を表示し制限標識を設置 ④原則として作業機の両外側前後に灯火を設置。

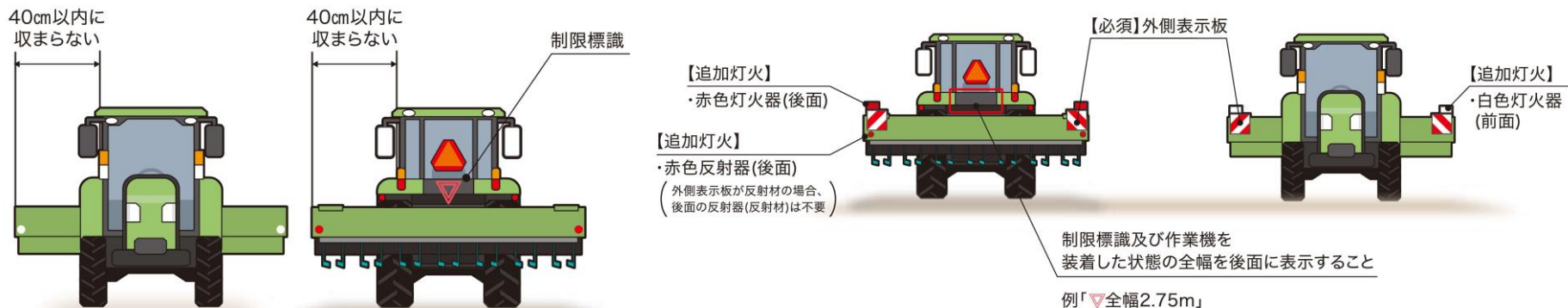


図2-4-3 本体の灯火から作業機外側が40cm以上はみ出す場合

図2-4-5 幅が2.5mを超える場合はゼブラマークと制限標識・全幅の表示

# 農用車両に関する法令について (4)

## 3) トラクターに作業機を装着・けん引しての道路走行

### (2) トレーラー・作業機をけん引の場合

【灯火類】 トレーラーには原則として各灯火器類を装備（例外あり）。

【安定性】 作業機直接装着の場合と同様の措置。

【ブレーキ】 トレーラーには原則としてブレーキを装備。ただし「安定性」と同様の措置をすればなしでも可。

【全長・全幅】 トレーラーの幅が2.5mを超える・トラクターを合わせた長さが12mを超える場合、作業機幅が2.5mを超える場合と同様の措置。

【運転免許】 積載物込み750kg超となる場合、原則としてけん引免許必要。

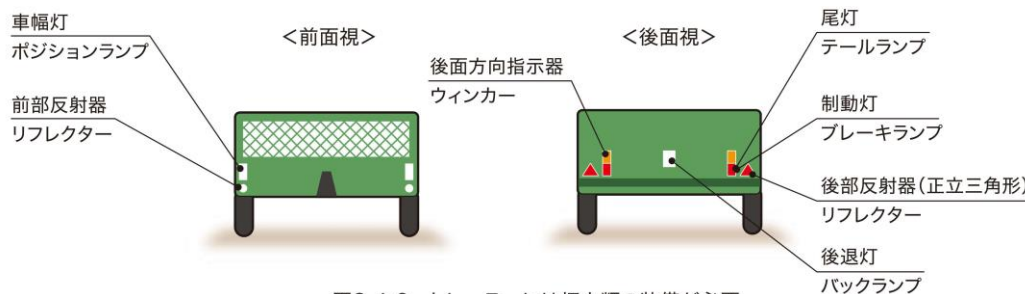


図2-4-6 トレーラーには灯火類の装備が必要

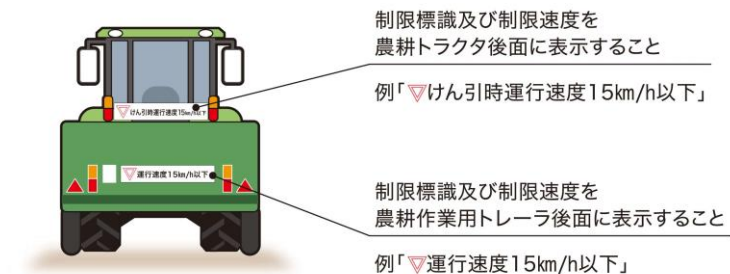


図2-4-7 傾斜角一定以下、ブレーキ未装備トレーラーに必要な表示

# 刈払機の安全衛生教育を受けましょう

従業員が刈払機で業務を行う場合、事業者(雇い主)は刈払機についての安全衛生教育を受けさせるよう指針が示されています  
(労働省労働基準局長 基発第66号平成12年2月16日)



- 都道府県の森林組合、建機教習所、労働基準協会等で実施されています
- 法人経営では、刈払機を使う人は必ず受講しましょう
- 実技を含めた1日(6時間)の講習です

上記安全衛生教育以外にも、自治体やJA、農機販売店などで別の仕組みの安全講習等が開かれることがあり、通知に基づく正式なものではありませんが、受講は有意義です

刈払機を使うには、**必ずいずれかの講習を受けてから**とし、見よう見まねや自己流(親族の指導を含む)は避けて下さい



# 作業環境と安全管理体制の改善(1)

## 1) 作業環境改善の考え方と改善事例

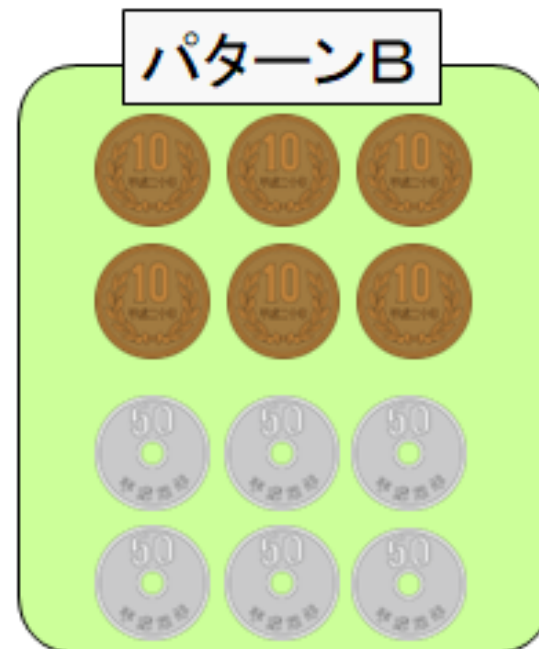
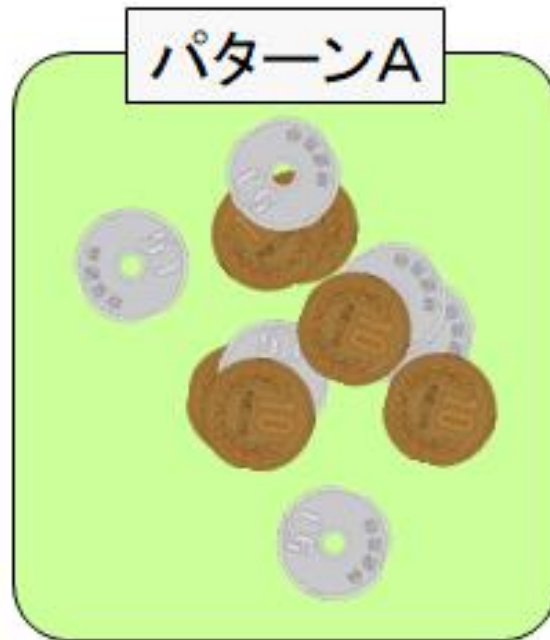
**5S** (整頓・整理・清掃・清潔・躰) のすすめ

作業のムリ・ムダがなくなる

➡ 作業にゆとりが生まれ、作業が効率化

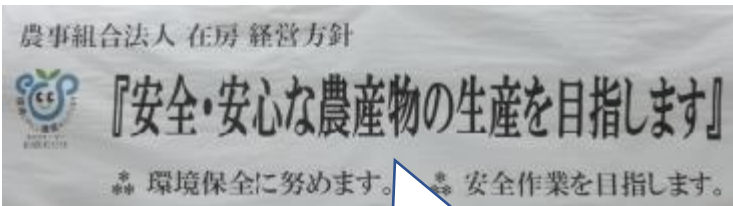
➡ 安全性の向上、生産性の向上＝**収益の向上**

分かりやす  
はこんなに  
違います  
心のゆとり  
が安全につ  
ながります



# 作業環境と安全管理体制の改善 (2)

## ○整頓された事業所の例



安全方針を掲げ、  
意識を統一



壁  
に  
固  
定

棚をハウスの鉄骨に  
約2m間隔で固定し、  
地震対策を実施

棚の上には軽い物、  
中段に良く使う物、  
下には重い物を置き  
倒れを防止



柱表示

置き場部分には、  
①柱番号を付け  
②床に白線で区画  
を明確にして  
探す時間を無くす

奥へ進むのにはほぼ直線の通  
路とし、引っ掛かりや転倒  
防止



# 作業環境と安全管理体制の改善 (3)

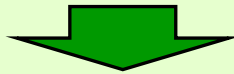
## 2) 安全管理体制の考え方

1. まず、事故の実態を知り、正しく怖がる

GAPと同じ  
考え方

2. できることを考え、行動する

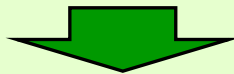
- 機械、環境、人に潜む危険に気付き、全員で共有



- 危険を改善する、行動のルールを作る



- ルールを理解し、実践してみる



- ルールの不具合を改善して、再度やってみる

これを営農が続く限り繰り返す（安全にゴールはない）

基本的な考え方を理解すれば、状況の変化にも対応可能

# 作業環境と安全管理体制の改善 (4)

## 3) BCPの検討

- 緊急事態（自然災害も含む）発生時の運営方針を決めておく  
許容される範囲内に、重要な作業を復旧させるために・・・

- どの程度の遅延を許容するか
- どの作業を優先するか
- どうやって被害を軽減するか
- 誰が、こういった順序でどのような対応をするか

これがBCP（Business Continuity Plan＝事業継続計画）

策定のメリット：経営のあり方を見直せる

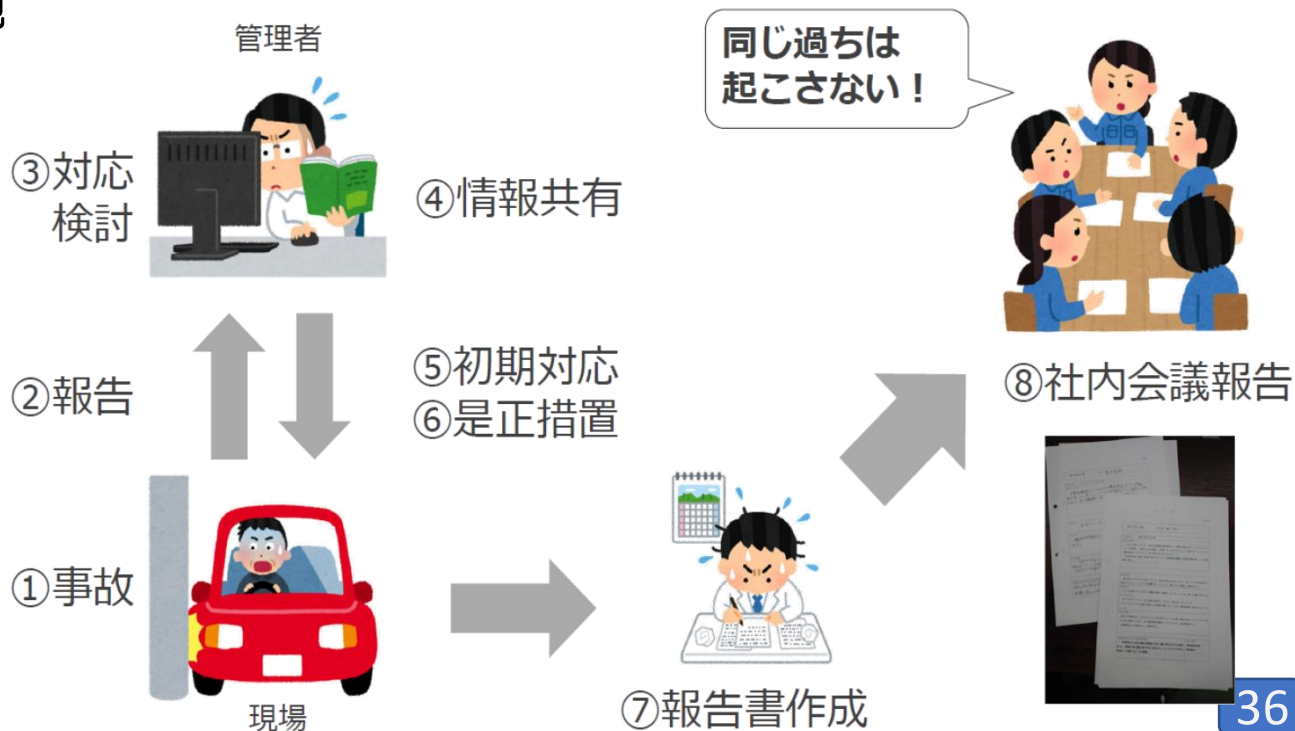
- 万が一を不安に思っただマイナス思考でいるよりも、備えてプラス思考に
- 事故が起こらないことを前提とした綱渡り経営から、事故があっても乗り切れる盤石経営へ



# 農作業安全への現場取り組み例

## GAPでの取り組み事例：(有)新福青果

- **GAP認証取得**をきっかけに、様々な**安全対策**の取組を強化  
例) **トラブル発生時の対応手順をルール化**  
個々の判断でなく**皆で初動対応**⇒その後**事故報告書作成**  
⇒上司が**再発防止策**を追加⇒**全体で情報共有**
- 現在は**社内の事故以外の情報**も共有し、**未経験の事故の予防**に向けた取組も実施



# 【参考】労災保険は加入義務のない人もぜひ加入を

- 労災保険は本来、労働者のための制度であり、法人の被雇用者については加入義務が雇い主に課されている
- 農業は家族経営も多く、その場合は原則対象外だが、農業労働の実情からみて労働者に準じて扱うべきとも考えられ、「特別加入」の制度が存在
- 農業者の加入割合は8%程度にとどまっているが、一定以上の障害には一生年金支給など民間保険にはない有利な点があり、雇用主を含め加入をお勧め
- 特別加入は3種類の制度



後遺症が残ったら  
障害補償給付

## ○特別加入の種類

### (1) 特定農作業従事者

年間販売額300万円以上等の一定以上の規模で、  
①動力駆動機械を使用、②高所作業、③農薬散布などの作業をする人

### (2) 指定農業機械従事者

①農業用トラクター、②自走式田植機、③コンバインその他の収穫機などの機械を使用する人

### (3) 中小事業主等

常時300人以下の労働者を使用する事業主およびその家族など

## ○補償の内容

### (1) 休業4日以上のケガ

自ら設定した日当額に応じた日額の支払いに加え治療費は無料

### (2) 障害が残った場合

障害の程度に応じて年金または一時金の支払い

※「農作業安全リスクカルテ」(本日配布)218ページ

# ご清聴、ありがとうございました

## 農作業安全十訓

自分だけは大丈夫、そんなわけはあり得ない

何か起こればまずもって、エンジン停止と心得る

防具・保護具は全ての基本

服の裾、ひらひらタオルが大ごとに

トラクター、シートベルトは命綱

夜道では、ないと追突反射材

通りみち、傾斜路・雑草・曲がり角

組での作業は合図を決める

暑いとき、水分・塩分・木かげで休憩

ケイタイ携帯、居場所も言って

安全ルールはみんなで議論、黙って分かるは夫婦もない